

## 日本地すべり学会 研究発表会開催地決定内規

### (総 則)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会の研究発表会の開催地決定は、この内規の定めるところによる。

### (開催担当区分)

第2条 学会支部を、北日本（北海道・東北・新潟）、東日本（関東・中部）、西日本（関西・九州）の3グループに分割する。

2 開催地は、3グループの持ち回りとする。

### (開催担当順序)

第3条 開催地の持ち回り順は、北日本→西日本→東日本の順とする

2 ただし、持ち回りで対応できない事情があれば、開催前々年に次の担当グループと協議し、順番を交代する。開催を希望するグループがある場合も同様とする。

### (開催地および担当支部の決定)

第4条 担当グループは、事業計画部とも相談して、過去の経緯などを勘案しながら、開催前年の3月までに担当支部および開催地の候補を選定する。選定結果は、3月の理事会に報告する。

2. 上記報告に基づき、理事会での承認により開催地および担当支部を正式に決定する。

### (開催準備の手続き)

第5条 開催地および担当支部の決定を受けて、担当支部は実行委員会の準備委員会を立ち上げる。事業計画部は担当支部や準備委員会と協力し、以下の準備手続きを行うものとする。

(1) 過去の大会運営情報や周辺の関連団体などの情報を収集提供し、支部や準備委員会の活動の支援を行う。

(2) 学会執行部などを通して、在京のしかるべき行政機関への挨拶と共催、協賛等の依頼を行う。

### (改 正)

第6条 本内規の改正は、事業計画部会の承認により行い、理事会に報告する。

附則

この内規は、平成 19 年 6 月 14 日に新規制定され、理事会の議決のあった日（平成 19 年 6 月 14 日）から施行する。

附則（平成 23 年 8 月 30 日 理事会議決）

この内規は、一部変更したもので平成 23 年 8 月 30 日から施行する。

附則（平成 28 年 月 日 事業計画部会議決）

この内規は、一部変更したもので平成 28 年 月 日から施行する。